

【2026年度】第33回東浦町於大まつり物産展出展要領

1 物産展名称

於大城下町

2 日時

2026年4月18日（土）※雨天中止

午前9時30分から午後3時まで

3 開催場所

於大公園内

4 開催内容

特産品等の販売やパンフレット等の配布により、来場者に対し、地元PRを図る。

※想定販売物・・・地元銘菓、地元グルメ、地元特産品など

5 出展団体

(1) 東浦町関連団体（定住自立圏関係市、知多半島観光圏協議会、長野県小川村、於大の方にゆかりのある自治体 等）

(2) 東浦町商工会関連団体（営利を目的とする非会員事業者を含む。）

(3) 東浦町社会福祉協議会関連団体

(4) あいち知多農業協同組合

(5) その他

※申込み多数の場合は、抽選により出展者を決定

6 出展条件

(1) 必ず最低1品以上の商品などに、戦国時代、於大の方などをイメージした名前をつけること。

※例：於大まんじゅう、戦国輪投げ など

※於大まつりオリジナルメニュー可

(2) 於大まつり推進協議会（以下「事務局」という。）が用意するクラフトペーパー一兜を着用すること。

7 出展料

(1) 営利団体

5,000円

(2) 非営利団体（収益あり）

3,000円

(3) 非営利団体（収益なし）

600円

(4) 東浦町関連団体

無料

8 備品（東浦町関連団体は費用負担なし）

(1) テント

各出展者で御用意ください。

用意できない場合は、事務局で用意します（有料）。

大きさ	金額
2間（3.6m）×3間（5.4m）の1／2張	20,000円（税込）

※2間×3間のテントを2団体で使用

(2) 机及びイス

各出展者で御用意ください。

用意できない場合は、事務局で用意します（有料）。

備品	金額
机（1.8m×0.6m）	1,500円（税込）
イス	500円（税込）

(3) 備品代の請求について

ア 申込書の提出をもって依頼とし、各備品の費用を請求させていただきます。

イ 雨天中止の場合でも、備品の料金は発生しますので、あらかじめ御了承ください。

9 設営

(1) テント等設営日

2026年4月16日（木）午前9時から正午までを予定

(2) テント設営方法

足をたたんだ状態で設営し、まつりの当日に立ててください。

(3) 転倒防止対策について

持ち込みしたテントについては、必ず重り等で転倒防止の対策を講じてください。

(4) その他

持ち込みをしたテント、机及びイスは、各出展者で責任をもって解体を行い、お持ち帰りください（事務局が設置したテントを除く。）。

10 電源

(1) 電源位置

電源は、必要に応じ各テント付近に用意しますが、コードリール等は、各出展者で御用意ください。

なお、キッチンカーでの出展の場合は、各出展者で電源を御用意ください。

(2) 使用可能時間

午前8時30分から使用可能

11 水道

水道が必要な場合は、バーベキュー広場（於大公園北駐車場北）の炊事場を御使用ください。

12 搬入及び搬出

(1) 搬入

ア 車両により搬入する場合は、午前7時から午前8時30分まで間で御対応ください。午前8時30分以降の搬入は禁止となります。

イ 出展開催時間は午前9時30分から午後3時までですが、準備が整った場合に限り、午前8時30分から販売可能です。ただし、午前9時30分までには必ず販売を開始してください。

ウ 搬入時は、スペースの関係上、大変混雑します。スムーズに車両の乗り入れができないことも予想されますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 搬出

ア 持込みしたテントの解体及び車両による搬出時間は、午後3時15分からの予定です。

イ 午後3時以前でのテント内の片付け準備については可能ですが、各団体のPRなどを行うなど、テント内が空にならないよう努めてください。また、来場者の安全には十分に注意することとし、テントの解体、撤収及び車両搬入は行わないでください。

ウ 搬出時は、来場者及び関係者で大変混雑します。スムーズに搬出できないことも予想されますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 通行許可証

搬入及び搬出の際は、通行許可証をダッシュボード等の見えやすい位置に掲示してください。通行許可証は、出展者のとりまとめができ次第、配布します。

13 ごみ処理

ごみ袋等を持参していただき、ブース内で出たゴミは各出展者で持ち帰りください。会場内又は会場周辺へのごみの廃棄を見つけた場合は、次回以降の出展をお断りさせていただく場合があります。

14 駐車場

- (1) 車両は、駐車許可証の提示をし、所定の駐車場へ駐車してください。なお、於大公園内の駐車場に停められるのは、各出展者につき1台のみです。
※駐車場所は、駐車許可証の裏面を御確認ください。
- (2) 所定の駐車場以外への駐車や路上駐車を見つけた場合は、次回以降の出展をお断りさせていただく場合があります。
- (3) 駐車許可証は、出展者のとりまとめができ次第、配布します。

15 保健所への届出等

- (1) 保健所への届出等をする品目については、必ず所定の手続を行ってください。
- (2) まつり会場内で、調理（焼く、温めるなどの最終工程のみ）を必要とする飲食物の販売をする出展者については、3月1日（日）までに露店営業許可書の写しを事務局まで御提出ください。また、露店営業許可を必要とする出展に関しては、テントの横幕が必要となりますので、御準備ください。

16 火気器具等の使用

- (1) 火気器具等（電磁調理器具を含む。）を使用する場合は、各出展者の責任において、耐火ボード、消火器等の設備を御用意ください。
- (2) 火気器具等を取り扱う露店等を開設する場合は、消防本部予防課（半田消防署2階）へ届出書の提出が必要となりますので、各出展者で手続を行ってください。
※消防の立入り検査があります。

17 このはな館

- (1) 於大公園内このはな館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までです。開館時間外における会館への進入（トイレの利用を含む。）は御遠慮ください。
- (2) このはな館の備品等は使用できません。ガムテープやマジック等の備品は、各出展者で御準備ください。

18 雨天の場合

- (1) 雨天によりまつりの開催を中止とする場合は、前日の正午までに判断し、出展申込先の事務局から各出展者に御連絡します。
- (2) 雨天中止となった場合、出展料は発生しませんが、テント等の備品に係る料金が発生しますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) テント等は、4月19日（日）までに搬出をお願いいたします。